

第 34 期 事業報告

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

株式会社ソフトアカデミーあおもり

第 3 4 期 事 業 報 告

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の経過及び成果

当期は、第 7 次中期事業計画（令和 5 年度から令和 7 年度まで）の 2 年度目として、「変革に対応できる基盤づくり」を経営目標に掲げ、次の 3 つの基本方針をベースに、事業を推進して参りました。

1. 事業基盤の拡大

既存事業の一層の強化に加え、自治体情報システム標準化・共通化を見据えた作業の発掘と提案活動

2. 積極的な新事業展開

D X（デジタル・トランスフォーメーション）やクラウド、情報セキュリティ分野を中心とした新たなビジネス機会の創出

3. 営業意識の向上

全社員が顧客の視点で業務に取り組むと共に、部門間の連携を強化し、より効果的な提案とサービスの提供

人材育成事業では、複雑・多様化するデジタルネットワーク社会の中で、高まるサイバー攻撃の脅威に対応するサイバーセキュリティ対策の研修を開催しました。

また、経済対策事業の一環である給付金関連電算運用業務等を青森市より受託し、地域経済対策に貢献致しました。

このような事業活動の結果、原材料費や水道光熱費の高騰等の影響も多分にありましたが、各種受託業務を着実に実施したことにより、目標を上回る利益を計上することが出来ました。

当期の収支概要は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	金額
売 上 高	683,785千円
売 上 原 価	533,046千円
売 上 総 利 益	150,738千円
経 常 利 益	79,152千円
当 期 純 利 益	58,372千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 事業別概況

(1) 人材育成事業

当期は、当初計画していた青森県内自治体向け研修のスケジュール調整が難航し、指名競争入札を辞退する等、厳しい状況でスタートしました。このため、積極的に営業活動を展開し、その結果、サイバーセキュリティ対策やD X（デジタル・トランスフォーメーション）推進に関連した研修を受託し、一定の成果を上げることが出来ました。

主な研修としては、青森県警察本部の公募事業である「事業者のサイバー事案対処能力の向上業務」を受託し、企業や個人に対する様々な攻撃事例を基に、対策の必要性、対応方法、及び組織体制等を講義し、受講者のサイバー事案に対する対処能力の向上を図る研修を開催しました。

また、情報セキュリティ関連団体が主催する研修への講師派遣など、今後の事業発展に繋がる活動を積極的に行いました。

引き続き、地域のD X推進とI Tの安全安心活用に積極的に貢献して参ります。

当期の主な研修実績は、次のとおりです。

- ① I T技術者新入社員研修（開催：3回 受講者数：18名）
青森県内I T企業を対象とした2ヶ月間のシステムエンジニア養成研修（開催地：弘前市、八戸市、他）
- ② オンライン学習サービス研修（開催：9回 受講者数：30名）
サテライト研修、eラーニング研修等
- ③ 事業者のサイバー事案対処能力の向上業務（開催：4回 受講者数：69名）
青森県警察本部からの受託研修（開催地：八戸市、むつ市）
- ④ サイバーセキュリティ人材養成研修（開催：2回 受講者数：42名）
青森県からの受託研修（開催地：青森市）
- ⑤ 各種I T技術者研修・セキュリティ対策研修（開催：1回 受講者数：92名）
一般社団法人地域セキュリティ協議会主催の研修（講師派遣）
- ⑥ 職業訓練（開催：4回 受講者数：21名）
求職者支援訓練、公共職業訓練（障がいのある方）

(2) システムサービス事業

前期に引き続き、青森市情報システム運用管理業務を受託し、安定運用に向けた各種手順書等の整備、業務効率化による原価低減と意識改革に取り組みました。また、これまでのシステム運用・管理、ネットワーク設計・導入・管理のノウハウを活かし、次の業務を受託し着実に実施すると共に指名競争入札へも積極的に応札しました。

- ① 青森市行政情報ネットワーク関連業務
 - ・ガバメントクラウド利用に係る青森市行政情報ネットワーク設計・構築業務
 - ・青森市行政情報ネットワーク（一部無線LAN化）環境構築業務
 - ・校務用ノートパソコン等設置・設定業務
 - ・青森市小学校パソコン教室保守点検業務（東部地区）
- ② 経済対策関連業務
 - ・青森市定額減税補足給付金関連電算運用業務
 - ・令和6年度青森市物価高騰支援給付金関連電算運用業務

③ その他電算管理業務並びにネットワーク関連業務

- ・ 中小企業のアンケート集計及びデータ入力業務
- ・ 社会福祉法人向けホスティングサービスの提供
- ・ 銀行系ネットワークサービス会社へのデータセンタ利用サービス（仮想専用サーバー利用サービス）の提供

（３）給排水事業

近年の物価高騰による新築住宅価格上昇の影響等による住宅需要の低下を受け、処理件数は前期と比較し落ち込みました。当期における主な大型物件は、青森県立聾学校改修工事、〔仮称〕青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク（スポーツジム）、マエダストア青森後潟店等でした。

青森市給排水各種処理件数は、次のとおりです。

種別	件数
給排水申請図面処理	2,188 件
設計審査処理	2,090 件
検査処理	2,699 件

（取引業者の状況）

当期は、新規登録業者が２社、指定業者廃止・休止業者が３社で、登録業者総数は 212 社となりました。

（４）施設賃貸事業

入居企業数は 7 社（10 室利用）で推移しました。なお、空室は 1 室（53.76 ㎡）でした。

（５）営業事業

県内地方自治体へ訪問し、自治体情報システムの標準化・共通化への対応状況、及びDX取組状況等の情報収集、及びDXソリューション等の提案活動を行いました。その他、前期に引き続き民間企業向けに、IT機器及びネットワーク環境構築の相談窓口対応、及び作業支援等を実施しました。

また、県内地方自治体等が執行する各種指名競争入札に積極的に応札し、青森県、青森市、平内町、鶴田町、地方独立行政法人等のIT機器、周辺機器、ソフトウェア等の調達案件を落札しました。

3. 社内活動

（１）社内情報管理と人材育成

社内のDX技術者育成を目的に、Web技術等を活用した社内文書管理システムを開発し、庶務事務処理の効率化を図りました。

他には、個人情報の適正管理、及び情報資産の管理等、従業員の情報セキュリティに関する意識の更なる向上にも努めました。

4. 設備投資の状況

当期における設備投資は、次のとおりです。

内容	時期	投資額
受変電設備改修工事	令和6年10月	3,857千円
第2キュービクル高圧気中負荷開閉器取替等改修工事	令和6年10月	2,921千円

5. 資金調達の状況

当期中における所要資金の調達は、ありません。

6. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第31期	第32期	第33期
	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
売上高	726,304千円	748,650千円	653,569千円
経常利益	148,663千円	136,190千円	77,303千円
当期純利益	99,132千円	93,902千円	56,471千円
1株当たり当期純利益	5,507円36銭	5,216円82銭	3,137円28銭
総資産	2,305,940千円	2,322,759千円	2,348,929千円
純資産	2,056,933千円	2,141,836千円	2,189,307千円
1株当たり純資産額	114,274円07銭	118,990円89銭	121,618円18銭

区 分	第34期
	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
売上高	683,785千円
経常利益	79,152千円
当期純利益	58,372千円
1株当たり当期純利益	3,242円91銭
総資産	2,403,413千円
純資産	2,238,679千円
1株当たり純資産額	124,371円09銭

(注)

1. 「1株当たり当期純利益」は、期末日現在の発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「1株当たり純資産額」は、期末日現在の発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 対処すべき課題

当期は、経営に役立つ人財づくりを掲げ、中堅層を中心に外部研修を活用し、知識習得、及び思考法を学ぶと共に、社内展開を実施しました。今後進展する自治体の情報システム標準化、D X推進に向け、更なる技術者の育成が重要課題と捉えております。

令和7年度は、第7次中期事業計画の最終年度となることから「事業基盤の確立」「積極的な新事業展開」「蓄積ノウハウの発信」を基本戦略とし、事業基盤の充実を図って参ります。

(1) 全社

- ① 社内人材育成プロジェクトの推進。
- ② 内部統制及びコンプライアンスの遵守。
- ③ 内部監査システムの整備と企業倫理の徹底。
- ④ 危機管理対策（災害及び感染症対策等B C P訓練）の実施。

(2) 人材育成事業

- ① 職業訓練研修の通年実施により、求職者への継続的支援。
- ② 受講生の安定的な確保により、企業イメージと認知度の向上。
- ③ どこでも学べる機会を確立し、地域活性化を支援。
- ④ 地域のD X関連人材育成に寄与。
- ⑤ サイバーセキュリティ対策関連研修の積極的な開催により、地域の安全・安心なI C T利活用促進に貢献。

(3) システムサービス事業

- ① 青森市情報システムの安定運用と次期情報システム運用管理業務の提案。
- ② 自治体クラウド移行へ向けた積極的な提案と運用支援。
- ③ 自治体情報システム標準化、ガバメントクラウド化に向けたデータセンタ事業及びネットワーク事業の展開。
- ④ D X関連ソリューション、D X活用支援、自治体クラウド移行関連ビジネスの営業強化。
- ⑤ システム開発技術の研究と習得。
- ⑥ 新事業の開拓。
- ⑦ 品質管理体制の確立と徹底。

(4) 給排水事業

- ① 業務改革による体制の確立と人材育成。
- ② 図面作成（C A D）事業の収益構造の見直し。

(5) 施設賃貸事業

- ① 安全・安心な環境維持。
- ② 施設の多目的な利活用促進

8. 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

（1）人材育成事業

- ① 各種パソコン講習会の企画、立案、開催。
- ② 情報技術セミナー、研修会等の企画、開催。

（2）システムサービス事業

- ① 自治体向け情報システム運用管理業務。
- ② コンピュータ及び情報通信システムの開発、斡旋、販売、並びにコンサルティング。
- ③ コンピュータ及び情報通信システムのサポート、保守、並びに運用管理業務。
- ④ コンピュータ及び情報通信システム関連機器の賃貸。
- ⑤ インターネットコンテンツの作成。
- ⑥ ソフトウェアの開発斡旋、販売並びに賃貸。
- ⑦ デジタル製品の販売並びに賃貸。

（3）給排水事業

- ① 青森市の給排水申請図面作成（CAD事業）。
- ② 青森市の給排水設備に関する書類審査及び現場検査代行業務（給排水事業）。

（4）施設賃貸事業

- ① 貸室の賃貸と館内設備維持管理。
- ② 入居企業への情報提供。

9. 主要な営業所（令和7年3月31日現在）

本社：青森市第二問屋町四丁目11番18号

10. 使用人の状況（令和7年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	31 名	1 名増	44.7 歳	12.2 年
女 子	18 名	1 名増	47.2 歳	11.7 年
合 計	49 名	2 名増	45.7 歳	12.1 年

（注）従業員数は正社員であり、嘱託社員及びパートタイマーは含んでおりません。

II. 会計監査人の状況

当社の会計監査人：一番町監査法人

Ⅲ. 会社の体制及び方針

当社の業務の適性を確保するための体制の整備及び概要は、次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに担当部署を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査業務に必要な事項につき協力を求めることができるものとし、取締役、内部監査部門の長は、この協力要請を正当な理由がない限り拒絶できないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。